

2022年6月24日

報道関係者 各位

静岡銀行
とぴあ浜松農業協同組合

相続手続の共通化を拡大 ～お客さまの利便性向上・相続手続の簡素化を実現～

株式会社静岡銀行（本社・静岡市葵区、代表取締役頭取・柴田 久）と とぴあ浜松農業協同組合（本店・浜松市東区、代表理事理事長・豊田勇治）では、お客さまの利便性向上を目的に、預貯金等の相続手続にかかる書類・手続を共通化することとしましたので、その概要をご案内します。

なお、静岡銀行では、2019年10月以降、静岡県内金融機関と連携して、預貯金等の相続手続の共通化に取り組んでいます。

1. 共通化実施金融機関

金融機関名	実施時期
<銀行> 静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、 山梨中央銀行	2019年10月から2021年7月まで に実施済み
<信用金庫> 浜松いわた信用金庫、しづおか焼津信用金庫、 静清信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、 島田掛川信用金庫、遠州信用金庫、富士信用金庫	
<労働金庫> 静岡県労働金庫	
<農業協同組合> とぴあ浜松農業協同組合	2022年7月1日より実施

2. 取組みの背景・概要

- 高齢化社会の進展など、今後、預貯金等の相続の増加が予想されるなか、金融機関の相続手続は煩雑であったり、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの課題がありました。
- こうしたことから、共通化実施金融機関では、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、預貯金等の相続手続を共通化することとしました。
- 具体的には、相続手続の際にお客さまにご記入いただく書類を共通化するとともに、一定の基準を満たすお客さまについては、相続人代表者1名のみの署名・捺印での手續が可能となるなど、取り扱いの簡素化・共通化を図りました。

※本件は、相続手続を共同で行うものではなく、金融機関ごとに一部相違する取扱もあります。

3. 今後の予定

- 今後も、お客さまの利便性向上および業務の効率化をめざして、共同化・共通化を進めていく方針です。